



## 【確定給付企業年金】 育児・介護休業法の改正に伴う 規約の変更手続きについて(2)

今般、改正育児・介護休業法の施行(平成22年6月30日付)により介護休暇制度(介護のための短期の休暇制度)が創設されること等に伴い、厚生労働省に確定給付企業年金規約の変更手続きについて詳細確認しておりましたが、今般確認結果の連絡がありましたので、確認した内容(※)をご案内いたします。

(※) 下記アドレスをご確認ください。

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/ikujikaigoichiran.xls>

\* 弊社総幹事のお客様におかれましては、育児・介護休業法の改正に伴い規約の変更をご検討される際には、弊社営業担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、遡及適用に関しては、厚生局へ事前にご相談いただいたうえでご対応いただきますようお願いいたします。

\* ご参考1: 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課より各地方厚生局に対して示された「育児・介護休業法の改正に伴う確定給付企業年金規約の変更手続きについて(平成22年5月11日付)」

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/ikujikaigo0511.pdf>

\* ご参考2: 平成22年6月30日施行「改正育児・介護休業法」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

